

和解および損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

庁用車の交通事故について、相手方との間で和解の合意に達したため、和解および損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

和解および損害賠償額の決定について

青梅市は、庁用車による交通事故に関し、東京地方裁判所立川支部から裁判上の和解の提案を受けたことから、下記のとおり和解し損害賠償の額を決定する。

記

1 和解および損害賠償の相手方

東京都青梅市 [REDACTED]
[REDACTED]

2 概要

平成30年3月16日に市内で発生した青梅市職員が運転する庁用車と相手方車両との交通事故において、青梅市職員が運転上の注意義務を怠ったために、相手方車両を破損させ、相手方の身体に傷害を負わせたとして、相手方が、国家賠償法（昭和22年法律第125号）にもとづき青梅市（以下「市」という。）に対し、損害賠償を求めた事件（本訴）である。

また、本件においては、市が所有していた庁用車についても損害が生じていたことから、相手方に対し、市が損害賠償を求める反訴を行ったものである。

3 裁判所による和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、本件損害賠償金として、既払金（48万6,515円）を除き、200万円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、市に対し、本件損害賠償金として、5万6,000円の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方と市に対し、(1)および(2)の両債権につき対当額をもって相殺する。
- (4) 市は、相手方に対し、(1)の金員のうち(3)の相殺による残額である194万4,000円を、令和2年3月31日限り、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。
- (5) 相手方はその余の本訴請求を放棄する。
- (6) 市はその余の反訴請求を放棄する。
- (7) 相手方と市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は、本訴および反訴を通じて、各自の負担とする。

4 損害賠償の額

248万6,515円